

東京医科大学 医学倫理審査委員会 審査手数料

区分	東京医科大学に 所属するものが申請者	その他に 所属するものが申請者
新規申請	20,000 円	100,000 円***
変更申請*	—	—
オンラインシステム 導入前の研究 **	20,000 円	—

〈税込〉

- 審査手数料は新規申請の際にオンライン倫理審査システムの利用料として徴収する。
- 大学院生は審査手数料を免除する。ただし、免除する研究は大学院生として学位の取得のために行う研究に限る。
- *変更申請については基本的には審査手数料を徴収しないが、大幅な変更が行われ、通常の審査が必要な場合には新規申請として新たに審査手数料を徴収することもある。
- 委員会の判定が修正した上で承認となり、その通知の日から3か月以内に修正の手続きが行われなかった場合には取り消しとなるため、改めて申請する場合は新規申請となるため審査手数料を徴収する。

** オンライン倫理審査システム導入前の研究について

- 変更申請等で審議が必要となる場合はシステム利用料として手数料を徴収する。
- 実施状況報告、終了報告、有害事象報告等の報告事項に限る場合は手数料を免除する。

*** 東京医科大学に所属する研究者が代表として申請されている多施設共同研究において、共同研究機関に所属するものがその機関に倫理委員会が設置されていないため、東京医科大学医学倫理審査委員会へ審査を依頼する場合に限り、システム利用料として審査手数料を20,000円のみ徴収することとする。

2020年6月3日 第3版